

福祉三団体再編検討有識者会議（第7回）会議要録

- 日 時 平成18年11月27日（月曜日） 午後6時30分～8時27分
- 場 所 武蔵野市役所802会議室
- 出席者 菊池委員長、山本副委員長、川村委員、武智委員
南條企画政策室長、檜山福祉保健部長、山本企画調整課長、中野企画調整課副参事（行政経営・評価担当）、萱場生活福祉課長、棚橋高齢者福祉課長、斉藤介護保険課長、山田障害者福祉課長ほか

1 開 会

2 議 事

(1)第6回会議要録について

【企画調整課副参事】 了解いただければ、この内容でホームページに掲載したいがよろしいか。（一同了解）

(2)有識者会議報告書構成素案について

【委員長】 資料2として報告書構成素案が配布されている。この資料は、前回までの有識者会議における各委員の発言、議論の内容を事務局が整理し、単に順序を入れ替え、報告書の形態にしたものである。

【副委員長】 素案について内容を拝見したが、がっかりした。報告書案として文章化されたものが、今回の会議に示されることを期待していた。この素案では不十分であり、議論にならない。大変僭越ではあるが、私なりにまとめた報告書（案）を持参した。目を通して頂き、この報告書（案）も含め、どのように議論していくか、決めていただきたい。

【委員長】 副委員長が作成した報告書（案）をたたき台とし、議論することとしたいがよろしいか。（一同了解、事務局より報告書（案）を配布）
では、副委員長より報告書（案）について説明願いたい。

【副委員長】（資料説明）

不足部分、改めるべき部分等があれば、指摘いただきたい。

【委員長】 武蔵野市の福祉に精通している副委員長が作成した報告書（案）は、十分検討に値する内容になっていると感じた。この報告書（案）をもとに議論し、加筆・修正等の部分があれば指摘していくこととしたい。

【武智委員】 「1. 改革を必要とする理由」の(4)において、指定管理者制度の導入に関して言及しているが、公益法人制度改革も団体に対する影響が大きいため、言及した方が良いのではないか。また、「2. 改革に当たっての原則」については、全く異論がない。

【川村委員】 我々は市民のための論議をしていかないといけない。指定管理者制

度や公益法人制度改革は、官から民へという効率化の観点しかなく、自治体は十分気を付ける必要がある。何でも官から民へ、民営化すれば良いというものではない。

【委員長】 これまでの有識者会議において、指摘し切れなかった部分について述べていきたい。

市民社協は団体ヒアリングの際に、調整が役割の中心であると強調していた。サービスを提供していないため、自主財源の確保は難しい。今後の課題は、どれだけ存在意義を発揮できるかであり、工夫が問われるところだと感じている。

社福武蔵野は、市の福祉業務の中心的存在といっても良い。今後とも重要な組織として重視されていくだろう。財政的な面から見ると、巨額な積立金がある。流動資産については3億円近くある状態だ。もし、これら資産が補助金と実際の事業運営費との差額だとすると、財政上大きな問題がある。副委員長も同様の見方をしており、この点については副委員長と同一意見である。

福祉公社については、発足当初からの有償在宅サービスに、高齢者総合センターなどの運營業務が付け加わってきたと受け止めている。有償在宅サービスについては、業務、サービスの普遍性という点で問題が残る。利用者の数が非常に少ない。また、団体ヒアリングの際、「老いの人生をトータルでお世話するのが、公社が公社たるゆえんだ。」との発言があり、これは立派だと感じた。しかし、公社実施の利用者アンケート調査の結果などをみると、現状がそうになっているわけではないようだ。さらに、権利擁護事業やリバースモゲージなどの利用希望者は非常に少ないようだ。福祉公社が本来の役割に特化した場合、利用者が少なすぎる。高齢者全般が利用できる組織になれるかどうか問われていると思う。

現在、現金による寄附は公社、土地などの不動産は市へ帰属することとなっているが、財政上大きな問題だ。本質的に見れば、福祉公社のバックには市がついているということを考えると、寄附金の帰属については、現金・不動産とも市に帰属すべきものと考えるのが妥当である。今後、市として十分検討する必要がある。

三団体の再編について結論を出す前に、まず三団体の業務に対し、市民の声を聞く必要がある。そして、市民に十分説明できるよう団体の事業内容等の公開が三団体には求められる。

【副委員長】 報告書作成において困難なことは、福祉の理念を文章化することだ。その理念が全てのものさしになる。

【委員長】 川村委員、福祉の理念について文章化願いたい。

【川村委員】 了解した。今回は、武蔵野市民に武蔵野の福祉について、問いかける良い機会だ。三団体、行政、市民で、武蔵野の福祉についてどう合意形成を図るかが、一番のポイントである。この有識者会議の報告書において、次の段

階についても示した方が良いのではないか。第二段階として、市民、行政、議員、福祉関係者等により、ワークショップ的にもう少し時間をかけて検討していく。拙速は良くない。市民参画あるいは市民主体の武蔵野の福祉、そこにシビルミニマム的な論議も出てくるのではないかと思う。

【武智委員】桜堤ケアハウス、くぬぎ園などの公の施設について、現在の指定管理者が適切かどうかをこの委員会で言及するのは、少し越権ではないか。表現の問題だと思うので、少し表現を弱めたらどうか。

【委員長】市と三団体の関係等をみると、市の福祉行政がしっくりいっていない感じがするが。

【副委員長】武蔵野市の福祉行政は、これまで特異なものであった。福祉保健部長が統括すべきところだが、できていなかった。

【委員長】福祉保健部長がもう少し統括すべき、そうした組織のあり方であるべきと報告書に書いた方が良いか。

【副委員長】市長も昨年交代し、条件は整っている。問題を投げかけ、それぞれの団体が取り組み、福祉保健部長が中心となってやっていけば、うまくいくのではないか。

【委員長】福祉三団体のあるべき姿と改革の方向性について、副委員長の素案の中に、その他書き込んだ方が良い項目が何かあるか。

【川村委員】市民による団体の評価が大変重要である。評価システムについて、書き込んだ方が良いでしょう。

【委員長】川村委員より指定管理者制度については慎重に対処すべきとの発言があったが、全くそのとおりだ。しかし、同時に納税者の立場も考えるべきだ。福祉を充実させると納税者の負担も増える。どこで折り合いをつけるかは非常に難しい。今後、わが国において福祉は地方自治体を中心となってくる。そのように考えると、民間と競争させて効率性を高めることは一理ある。三団体に放漫経営な部分があるとすれば、厳しく見つめ直す必要がある。指定管理者制度は、NPMの手法の一つであるが、行政の側がどう押し進めていくのか。市、市民、各団体、利用者等により、武蔵野市ならではの方向性を出していかざるを得ないのではという気がしている。もう少し民間との競争に付き合わざるを得ない状況ではないかと考えている。

【武智委員】指定管理者制度に関しては、全ての公の施設について公募せよとはなっていない。効率性ばかりでなく、他の基準があっても良い。効率性以外に市民が納得できる基準をしっかりと示し、そのうえで外郭団体を指定管理者として指定することが、市の役割として重要である。武蔵野市に限らず、他自治体でも行われていない。団体の再編を行わないという選択は、武蔵野市の選択としてあっても良いと思う。しかし、市民もそれなりの負担を覚悟する必要がある。団体は残したいが、税金は多く納めたくない、ということは許されない。

【副委員長】事務局でまとめた報告書構成素案と私がまとめた報告書（案）をまとめて、ひとつの報告書（案）を再度事務局で作成する。理念の部分は川村委員に書いていただくということでどうか。

【委員長】では、副委員長の提案のとおり作成後、各委員が事前に確認し、次回の有識者会議において、最終確認することとしたい。

(3)その他

・次回日程について 委員間で日程調整

【委員長】次回は、1月15日（月曜日）開催といたしたい。

3 閉 会